

第 1 1 回 学長選考会議議事概要

1 日 時 平成 1 7 年 1 2 月 6 日 (火) 14:40～16:30

2 場 所 新潟ワシントンホテル 「大和 (西) の間」

3 出席者 1 1 名
(オブザーバー出席：長谷川監事を含む。)

議長から、会議に先立ち、本日の出席委員は計10名、うち経営協議会学外委員が4名出席しており、本会議の成立要件は満たされている旨の発言があった。

4 議事概要の確認

第10回学長選考会議議事概要について、確認された。

5 審議事項

(1) 学長候補者の決定について

① 第 2 次意向投票の結果報告について

議長から、11月30日 (水) に実施した「第 2 次意向投票」の投票結果について、事務局から報告願いたい旨の発言があり、総務課長から、資料 1 - 1 「第 2 次意向投票：開票結果報告書 (写)」に基づき報告があり、次のような質疑があった。

○ 鈴木佳秀候補者の「所信調書」に、「第 2 次意向投票に際し、候補適任者に認められている権利を行使し、候補を辞退します。」旨の記載があるが、このことについて伺いたい。

○ 鈴木佳秀候補者から、11月21日 (火) の午後に第 2 次学長候補適任者を辞退したい旨の連絡が総務課にあったため、大学側から、明日22日が公示日であり、辞退の取扱いを審議するための学長選考会議の開催は、時間的に極めて困難である状況を説明した。同人は、このことを了解した上で、所信調書に自身の思いを記して提出すると回答し、提出してきたものである。

以上の質疑を踏まえ、第 2 次学長候補適任者は、3 人であることが確認された。

② 学長候補者の決定について

議長から、次期学長候補者の選考手続き等について、次のとおり国立大学法人新潟大学学長選考規則で定められている旨の説明があった。

○ 国立大学法人新潟大学学長選考規則

・第 1 4 条第 1 項

「学長選考会議は、第 2 次意向投票の結果を参考とし、学長候補者を選考の上、決定する。」

・第 1 4 条第 3 項

「学長選考会議議長は、学長候補者に通知し、承諾を得る。」

・第 1 4 条第 4 項

「学長選考会議議長は、学長候補者を決定したときは、学長又はその代理人に報

告し、公示する。」

・第14条第5項

「学長又はその代理人は、前項の報告があったときは、速やかに次期学長の任命を文部科学大臣に申し出る。」

次いで、議長から、意向投票の得票数のみによって決定するのでなく、本会議の議論により決定することが改めて説明され、確認された。

続いて、学長選考会議における学長候補者の決定方法等について、各委員から意見を聴取したい旨の発言があった後、各委員から種々意見の開陳があった。

議長から、各委員の意見を踏まえ、意向投票の結果及び所信調書を参考にするとともに、第1期の中期目標・中期計画の進行状況等、大学経営に関する様々な観点に基づき、学長候補者を選考すべきことが提案され、了承された。

これを踏まえて、各委員から、意見の陳述が行われた。その協議では、1人の候補者を選考するに至らなかったため、議長から、所信調書で候補を辞退する旨を表明した鈴木佳秀候補者を除き、長谷川彰候補者及び山本正治候補者（五十音順）の2名について、単記無記名投票をすること、及びその結果を踏まえた上で審議を行い、決定したい旨の提案があり、全員から異議がなく、了承された。

上記の決定に基づき、出席委員10人の単記無記名投票を行った結果、長谷川彰候補者が、学長選考会議規則第6条第2項に規定する要件を満たす得票数を得た。この結果を受けて、議長から、学長選考会議として、同候補者を次期学長候補者として決定したい旨の提案があり、審議の結果、全員から異議がなく、了承された。

この決定を受けて、国立大学法人新潟大学学長選考規則第14条第3項の規定に基づき、小林議長から長谷川彰候補者に対し、本日開催の第11回学長選考会議において、慎重に審議のうえ、同人を次期学長候補者に決定した旨を説明し、受諾の意向を確認したところ、同人は次期学長候補者となることを受諾した旨、小林議長から報告があった。

なお、学長選考会議における審議内容等については、公表しないことが確認された。

おって、学長選考規則第14条第4項の規定に基づき、学長選考会議議長から新潟大学学長に対し、学長候補者を決定した旨の報告を行うこととした。

③ その他

議長から、今回実施した学長選考の際、委員から、国立大学法人新潟大学学長選考規則及び同実施細則等に関する問題点等が指摘されたが、改めて各委員に照会し、問題点等を整理したうえで、本会議で検討することとしたい旨の発言があり、了承された。